

【一時金及び転居費用の補助要件】

	要件	備考
(1) 対象職員	①地域振興立法5法の対象地域に所在する居宅介護支援事業所又は訪問介護事業所で新たに雇用される職員。	
	②介護支援専門員又は訪問介護員。	
	③高知県暴力団排除条例に規定される暴力団員等に該当しない者。	
	④居宅介護支援サービス又は訪問介護サービスに専ら従事する常勤の職員。	
	⑤過去に本補助金に基づく一時金等の支給を受けていない者。	<ul style="list-style-type: none"> ・本補助金の支給は個人に対して一回のみとするため。 ・支給時に徴収する誓約書により、雇用職員が過去に支給を受けていない旨を確認するとともに、支給済みの職員は県で一覧表（氏名、生年月日等）を作成、管理し、実績報告時には同一人物への複数回の支給が発生していないか確認する。
(2) 補助要件	①新たに雇用された日から起算して1年以上、雇用された事業所において就労を継続すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用後一定期間の就労の継続を確保するため。
	②一時金及び転居に係る費用は、雇用を開始した日から3ヶ月以内に支給すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用職員へ一時金等を早期に支給させ、また、過去に雇用した職員への支給を防ぐため、雇用開始日から支給までの期間に制限を設けるもの。
	③次のいずれかに該当する場合は、前職を退職した日の翌日から起算して3カ月を超えてから雇用された者に限る。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所に勤務していた者が同一市町村内で別の対象事業所に雇用される場合 ・事業所に勤務していた者が同一の事業所に雇用される場合 ・過去に勤務していた事業所と同一の法人が運営する他の事業所に雇用される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・既に事業所で勤務している者が、一時金の取得のみを目的として退職、就労を行うことを防ぐため、前職の退職から就労までの期間に制限を設けるもの。
(3) 対象経費	①職員が新規に就労した事実に対して支給されるもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用職員に対する給与や賞与等、事業所が職員に通常支給すべき金銭の原資に充てることを防ぐため。
	②次のいずれかに該当する転居は対象としない。 <ul style="list-style-type: none"> ・旧住所地から新住所地までの陸路による路程が8km以内 ・旧勤務地と新勤務地までの陸路による路程が8km以内 ・住居地から新勤務地までの陸路による路程が短縮されない転居 ・同一市町村内での転居 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労に伴い必要な転居であることの判断として距離による制限を設けるもの。 ・「住居地から新勤務地までの陸路による路程が短縮されない転居」は、下記イメージの転居先②への転居のような場合、就労に伴い必要な転居であると言い難いため。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【新勤務地までの距離】</p> <p>旧住居 ↔ 新勤務地：20km</p> <p>転居先① ↔ 新勤務地：10km →転居により通勤距離が短縮されるため補助対象</p> <p>転居先② ↔ 新勤務地：30km →転居により通勤距離が長くなるため補助対象外</p> </div>
	③転居に係る経費 <ul style="list-style-type: none"> ・家財の運搬等に係る経費（引越業者への依頼、レンタカーを利用、自家用車をフェリーで運搬した場合の料金） ・旧住居から新住居までの移動に係る旅費（本人分のみであり家族の旅費は除く） ・新たに居宅、居室を賃借した場合の敷金礼金 	